

## 報告第3号

### 令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議 1に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年9月29日の会議において可決されました令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議1に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 決議要旨

総務費 総務管理費 企画費 セーフコミュニティ推進事業経費については、認証取得は行わず、市民参加型の安全安心なまちづくり事業を推進すること。

(事後の状況、対応等の報告内容)

本市は、平成20年3月に国内初のセーフコミュニティ国際認証を取得して以来、市民や関係団体との協働による安全・安心なまちづくり事業を推進してきました。

平成30年11月にセーフコミュニティについては3回目、インターナショナルセーフスクールについては2回目の国際認証を取得し、現在も継続して当該事業を実施しているところです。

これまでの事務事業評価等を踏まえる中で、次回のインターナショナルセーフスクールの認証については、認証期間が3年と短期間であること、これまでの経験を蓄積してきたこと等から、令和3年の予定であった3回目の認証は行わないこととしています。

セーフコミュニティについては、次回の認証が令和5年の予定であり、本市としてまだ最終判断をする時期ではありませんが、セーフコミュニティとして事業を継続するためには、4回目の認証を取

得する必要があります。

セーフコミュニティ各対策委員長との意見交換において、各委員長は、セーフコミュニティの認証は日々の安全・安心なまちづくりに向けた活動の延長線上にあり、認証取得しないことで活動に対する意識が低下し取組が衰退していくのではないかと懸念されています。

そのため、本市としては、セーフコミュニティの取組に誇りを持って活動していただいている関係者と次回認証の方向性について十分協議を重ねながら、市民参加型の安全・安心なまちづくり事業を推進してまいります。